埼玉県農業災害対策特別措置条例施行規則

昭和五十三年三月三十一日 規則第二十八号

改 昭和六三年 八月 二日規則第六八号 平成一四年 三月二九日規則第三一号 正

平成二六年 四月二二日規則第五六号 令和 五年 三月二二日規則第一〇号 埼玉県農業災害対策特別措置条例施行規則をここに公布する。

埼玉県農業災害対策特別措置条例施行規則

(指定農業用生産施設)

- 第一条 埼玉県農業災害対策特別措置条例(昭和五十三年埼玉県条例第十四号。以下「条例」という。) 第二条第一項第三号の知事が指定する農業用生産施設は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 ビニールハウスその他のプラスチックハウス(付帯施設を含む。以下本条において同じ。)
 - 二 ガラス室
 - 三 果樹だな(防鳥網施設及び多目的防災網施設を含む。)及び茶樹の被覆だな
 - 四 蚕室
 - 五 畜舎
 - 六 放牧施設
 - 七 畜産物の調整施設
 - 八 きのこ栽培施設
 - 九 養魚施設
 - 十 農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫
 - 十一 農業用生産資材製造施設
 - 十二 作業場

一部改正〔昭和六三年規則六八号・令和五年一〇号〕

(特別災害の指定基準)

第二条 条例第三条第一項第五号の規則で定める額は、二千万円とする。

追加〔令和五年規則一○号〕

(補助対象経費及び補助率)

- 第三条 条例第五条第二項の規定による補助対象経費及び補助率は、別表第一のとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の補助対象経費及び補助率のうち、条例第四条第九号に掲げる助成措置に係るものについては、知事が別に定める。
- 3 条例第七条第二項の規定による補助率は、別表第二のとおりとする。
 - 一部改正 [平成二六年規則五六号・令和五年一○号]

(損失としない期間)

第四条 条例第七条第四項の知事が定める期間は、三月とする。

一部改正〔令和五年規則一〇号〕

(遅延利子)

第五条 条例第七条第四項の知事が定める遅延利子は、同項の期間内における融資残高につき、当該融資の条件として定められた遅延利子に係る利率(その利率が年十パーセントを超える場合は、年十パーセント)により計算した金額のものとする。

一部改正〔令和五年規則一〇号〕

(証票)

第六条 条例第十二条第二項に規定する証票は、別記様式によるものとする。

一部改正〔令和五年規則一〇号〕

附則

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則(昭和六十三年八月二日規則第六十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十四年三月二十九日規則第三十一号)

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県農業災害対策特別措置条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に指定された特別災害に係る補助金の交付について適用し、同日前に指定された特別災害に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成二十六年四月二十二日規則第五十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和五年三月二十二日規則第十号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県農業災害対策特別措置条例施行規則の規定は、同日以後に発生した災害で特別災害に指定されたものについて適用する。 別表第一(第三条関係)

補助の種類	補助対象経費	補助率
病害虫の防除	条例第二条第一項に規定する補助対象農業者	当該補助に要
用農薬購入費補	(以下「補助対象農業者」という。)が被害率(農	する経費の二分
助	作物の減収量が平年における収穫量に対して占	の一以内
	める割合をいう。以下同じ。) 又は損失率 (果樹、	
	茶樹、桑樹等の永年作物の損傷等による損失額が	
	その者の栽培する果樹、茶樹、桑樹等の永年作物	
	の被害時における価額に占める割合をいう。以下	
	同じ。) 百分の三十以上のほ場を対象に行う病害	
	虫の防除のための農薬の購入に要する経費に対	
	し、市町村が、当該経費の十分の十に相当する額	
	又は知事が特別災害の都度定める単位当たりの	
	価額に当該ほ場の面積を乗じて得た額のいずれ	
	か低い額を補助するのに要する経費	
樹勢又は草勢	補助対象農業者が被害率又は損失率百分の三	当該補助に要
の回復用肥料購	十以上のほ場を対象に行う樹勢若しくは草勢の	する経費の二分
入費補助	回復のための肥料の購入に要する経費に対し、市	の一以内
	町村が、当該経費の十分の十に相当する額又は知	
	事が特別災害の都度定める単位当たりの価額に	
	当該ほ場の面積を乗じて得た額のいずれか低い	
	額を補助するのに要する経費	
代替作又は次	補助対象農業者が被害率百分の七十以上のほ	当該補助に要
期作用種苗及び	場を対象に行う代替作に係る種苗及び肥料若し	する経費の二分
肥料購入費補助	くは次期作に係る種苗及び肥料の購入に要する	の一以内
	経費に対し、市町村が、当該経費の十分の十に相	
	当する額又は知事が特別災害の都度定める単位	
	当たりの価額に当該ほ場の面積を乗じて得た額	
	のいずれか低い額を補助するのに要する経費	
蚕種の購入費	補助対象農業者が被害率百分の五十以上又は	当該補助に要
補助	損失率百分の三十以上の桑樹のほ場の被害によ	する経費の二分
	り蚕児を放棄した場合における次期増掃分の蚕	の一以内
	種の講入に要する経費に対し、市町村が、当該経	
	費の十分の十に相当する額又は知事が特別災害	
	の都度定める単位当たりの価額に当該ほ場の面	
	積を乗じて得た額のいずれか低い額を補助する	
	のに要する経費	

苗木の購入費	補助対象農業者が被害率百分の九十以上の果	当該補助に要
補助	樹、茶樹、桑樹等の永年作物のほ場又は損失率百	する経費の二分
	分の三十以上のほ場を対象に行う改植用の苗木	の一以内
	及び肥料の購入に要する経費に対し、市町村が、	
	当該経費の十分の十に相当する額又は知事が特	
	別災害の都度定める単位当たりの価額に当該ほ	
	場の面積を乗じて得た額のいずれか低い額を補	
	助するのに要する経費	
樹勢の更新費	補助対象農業者が被害率百分の七十以上又は	当該補助に要
補助	損失率百分の三十以上の茶樹のほ場を対象に行	する経費の二分
	う樹勢の更新のための中切り又は台切りに要す	の一以内
	る経費に対し、市町村が、当該経費の十分の十に	
	相当する額又は知事が特別災害の都度定める単	
	位当たりの価額に当該ほ場の面積を乗じて得た	
	額のいずれか低い額を補助するのに要する経費	
種苗又は桑葉	補助対象農業者が被害率百分の三十以上の水	当該補助に要
の輸送費補助	稲若しくは桑樹のほ場又は損失率百分の三十以	する経費の二分
	上の桑樹のほ場の被害により水稲の種苗又は飼	の一以内
	育用桑葉が不足した場合においてこれを補てん	
	するため、農業協同組合に委託して行う水稲の種	
	苗又は桑葉の輸送に要する経費に対し、市町村	
	が、当該経費の十分の十に相当する額又は知事が	
	特別災害の都度定める単位当たりの価額に当該	
	ほ場の面積を乗じて得た額のいずれか低い額を	
	補助するのに要する経費	
指定農業用生	補助対象農業者が被害時における価額の百分	当該補助に要
産施設の撤去作	の三十以上の損失を受けた指定農業用生産施設	する経費の二分
業費補助	の撤去作業に要する経費に対し、市町村が、当該	の一以内
	経費の十分の十に相当する額又は知事が特別災	
	害の都度定める単位当たりの価額に当該指定農	
	業用生産施設の設置面積を乗じて得た額のいず	
	れか低い額を補助するのに要する経費	

一部改正〔平成一四年規則三一号・令和五年一〇号〕

別表第二 (第三条関係)

経費の種類	補助率	
条例第七条第	当該経費の二分の一以内。ただし、当該経費が当該利子補給の対象	
一項第一号の経	となつた貸付金の総額につき年三パーセントの割合で計算した額を	
費	超えるときは、当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年三	
	パーセントの割合で計算した額の二分の一以内	
条例第七条第	当該経費の二分の一以内。ただし、当該経費が当該損失補償の対象	
一項第二号の経	となつた貸付金の総額の百分の五十に相当する額を超えるときは、当	
費	該損失補償の対象となつた貸付金の総額の四分の一以内	

一部改正〔平成一四年規則三一号・令和五年一〇号〕

別記様式

(第6条関係)

一部改正〔令和5年規則10号〕